

## 一般事業主行動計画（第3回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日 ～ 令和9年3月31日

### 2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員、妻が妊娠している男性職員に、育児休業制度の周知を図る。

#### <対策>

- 令和5年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び施設内広報誌などによる職員への周知

目標2：妊娠を考えている職員、妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

#### <対策>

- 令和5年 4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年 4月～ 管理・監督職・相談員の研修
- 令和7年 4月～ 相談窓口の設置について職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする。

#### <対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年 4月～ 計画的な取得に向けて管理・監督職の研修を行う
- 令和7年 4月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和8年 4月～ 掲示などにより、キャンペーンを行う

社会福祉法人光陽福祉会  
理事長 東泰宏